

企業・法人の皆様へ

寄付金に対する税制上の優遇措置

企業・法人の皆様からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入については下記の2種類がございます。

- 1 受配者指定寄付金 (寄付金の全額を損金に算入可能)
- 2 特定寄付金 (寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)

1 【受配者指定寄付金】

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額が寄付金の受領日の事業年度の損金に算入できます。免税手続きには同事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。「寄付金受領書」は、本学を経由してお送りします。

① 寄付の申込み

- ・寄付申込書(青山学院用)
- ・寄付申込書(私学事業団用)
- ・寄付金振込

寄付者(企業・法人)

② 学院から私学事業団へ手続き

(私学事業団への手続きは、青山学院が行います)

青山学院

日本私立学校振興・共済事業団
(私学事業団)

③ 私学事業団からの受領書

本学が送金した寄付金を私学事業団が受領した日が受領書の日付となります。 ※

⑤ 法人税申告

寄付金支出額
全額損金算入

④ 寄付書類の返送

- ・青山学院からの礼状
- ・私学事業団からの受領書

※ 当該決算期に損金処理をされる場合は、諸手続きの関係上、決算日の1か月半程前までに手続きをお願いいたします。
※ 決算日が間近な場合、および、この制度では扱えない寄付もございますので、詳しくは学院連携本部までご相談ください。

日本私立学校振興・共済事業団WEBサイトもご覧ください。 http://www.shigaku.go.jp/s_kihu_menu.htm

2 【特定寄付金】

学校法人青山学院は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人の証明書交付を受けております。この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

① 寄付の申込み

- ・寄付申込書(青山学院用)
- ・寄付金振込

寄付者(企業・法人)

青山学院

② 寄付書類の返送

- ・青山学院からの礼状
- ・青山学院の受領証
- ・特定公益増進法人証明書(写)

③ 法人税申告

法人税申告

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額 = (①資本基準額 + ②所得基準額) × 1/2

① 資本基準額 = 資本金額(期末資本金額 + 期末資本積立額) × 事業年度月数 ÷ 12ヵ月 × 3.75/1000

② 所得基準額 = 当期所得金額 × 6.25/100

学校法人 青山学院 学院連携本部

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25

TEL 0120-900-420(フリーアクセス)

E-mail: ag-info@aoyamagakuin.jp